

事業再生に係るD E S (Debt Equity Swap:債務の株式化)研究会

第1回

日程 平成21年8月5日(水)10:00~12:00

場所 経済産業省本館2階第一会議室

第2回

日程 平成21年12月3日(木)10:00~12:00

場所 経済産業省本館17階第五共用会議室日時

出席者

研究員

- ・株式会社 KPMG FAS 公認会計士 石堂 努
- ・税理士法人トーマツ 税理士 稲見 誠一
- ・新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人 税理士法人 税理士 香取 雅夫
- ・税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 税理士 久保田英夫
/ 公認会計士・税理士 高野 公人
- ・PwC アドバイザリー株式会社 鈴木 保晴
- ・(株)パートナーズ・コンサルティング 公認会計士・税理士 中尾 健
- ・中村慈美税理士事務所 税理士 中村 慈美
- ・森・濱田松本法律事務所 弁護士 藤原総一郎
- ・(株)三菱東京UFJ銀行 安武 幹雄

以下、オブザーバー

- ・全国銀行協会 遠藤 満
- ・事業再生実務家協会(事業再生 ADR の認定事業者)公認会計士 土屋 章
- ・(株)整理回収機構 税理士 服部 仁/吉住 辰雄
- ・中小企業再生支援全国本部 藤原 敬三

事務局

- ・経済産業省 経済産業政策局 産業再生課

趣旨

- 平成18年度税制改正において、デットエクイティスワップ(以下「DES」という。)を実施した債務者に係る資本金等の額は、債権を適格現物出資した場合を除き時価評価によることとされた。併せて、DESに伴い生じた債務消滅益については、債務免除益と同様、期限切欠損金を青色欠損金に優先して相殺可能とする措置がなされた。
- また、平成21年度税制改正においては、企業再生税制の適用の条件の一つである「2以上の金融機関等の債務の免除」にDESを加えることで、DESを利用しやすい環境が整えられた。しかし、このような制度改正は行われているものの、一方でDESを行う場合税務上の時価評価の具体的な方法が不明であるため、DESの活用に支障があるともいわれている。
- このため、平成21年8月5日及び12月3日に、産業再生課長の私的研究会として「事業再生に係るDES研究会」(以下、本研究会)を開催した。本研究会においては、企業再生税制の適用対象となる一定の私的整理の場面におけるDESに関する税務上の時価評価の方法を検討した。

概要

- 有識者及び、中小企業支援全国本部、事業再生実務家協会(事業再生ADRの認定事業者)、(株)整理回収機構、全国銀行協会の利用の想定される関係諸団体がオブザーバーとして参加し、意見交換・議論を行った。意見交換を踏まえて「事業再生に係るDESの税務上の問題点に関する報告書を公表することとなった。

本研究会で取りまとめた『事業再生に係るDES(Debt Equity Swap:債務の株式化)研究会報告書』

(注)本報告書は、事業再生に係るDESの税務上の評価方法を学術的な観点や実務的な観点から取りまとめたものです。

よって、この取りまとめにより新たな税制の導入等を決定したものではありませんので、本報告書の参照等の際にはご留意下さい。

お問い合わせ

事務局 経済産業省 経済産業政策局 産業再生課

TEL:03-3501-1560

FAX:03-3501-0229